

(別 紙)

実施する事業等の種類		職員配置の状況（人）				利用 定等（人）	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額	
		職 種	常 勤		非 常 勤			
			専従	兼務	専従	兼務		
居 宅 介 護 ・ 介 護 予 防 ※ 1	訪問介護	訪問介護員等					/	
	訪問入浴介護	看護職員						
		介護職員						
	訪問看護	看護職員						
	訪問リハビリテーション	理学・作業療法						
		理学・作業療法						
	居宅療養管理指導	医師						
		歯科医師						
		薬剤師						
		歯科衛生士						
		管理栄養士						
	通所介護（認知症対応型通所介護）	生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		機能訓練指導員						
	通所リハビリテーション	医師						
		理学・作業療法						
		看護職員						
		介護職員						
		支援相談員						
	短期入所生活介護	医師						
		生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		栄養士						
		機能訓練指導員						
		その他						
		短期入所療養介護	医師					
	薬剤師							
看護職員								
介護職員								
支援相談員								
作業療法士								
理学療法士								
栄養士								
精神保健福祉士								
認知症対応型共同生活介護 ※ 2	介護従業者							
特定施設入居者生活介護 ※ 2	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
	機能訓練指導員							
	作成担当者							
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※ 2	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
	機能訓練指導員							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	作成担当者					/		
	オペレーター							
	看護職員							
	介護職員							
複合型サービス	理学・作業療法					/		
	言語聴覚士							
福祉用具貸与	看護職員					/		
夜間対応型訪問介護	介護支援専門員							
小規模多機能型居宅介護	専門相談員							
特定福祉用具販売	訪問介護員等							
居宅介護支援事業	介護支援専門員					/		
介護老人福祉施設	介護従事者							
施設介護	介護老人保健施設	介護支援専門員					/	
		全職種						
		医師						
		薬剤師						
		看護職員						
		介護職員						
		理学療法士						
		作業療法士						
		栄養士						
		支援相談員						
	介護支援専門員							
	介護医療院	医師						
		薬剤師						
		栄養士						
		看護職員						
		介護職員						
		理学療法士						
		作業療法士						
		精神保健福祉士						
介護支援専門員								

※ 1 「居宅介護・介護予防」欄の各事業の種類の名前は、介護予防の事業の場合は、介護予防を付した名称に読み替えます。

※ 2 「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」については、サービス費用基準額以外に必要な利用料の額「入居金・賃料」・「それ以外の日常生活費」について資料を添付すること。